

2019年3月20日 全18頁

# 法律・制度 Monthly Review 2019.2

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
藤野 大輝

### [要約]

- 2月の法律・制度に関する主な出来事と、2月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 2月は、所得税法等の一部改正法案が国会に提出されたこと（5日）、OECD（経済協力開発機構）がデジタル課税の案を公表したこと（13日）、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されたこと（15日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○2月の法律・制度レポート一覧	2
○2月の法律・制度に関する主な出来事	3
○3月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
会社法制（企業統治等関係）要綱案 ①概略	7
○レポート要約集	14
○2月の新聞・雑誌記事・TV等	18
○2月のウェブ掲載コンテンツ	18

## ◇2月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
1日	日本とEUの間で充分性認定が発効 ～本人の同意や標準データ保護条項なしで 域外移転が可能に～	藤野 大輝	その他法律	5
4日	2019年以後の制度改正予定（税・社会保障編） ～消費税増税の「3つの壁」を乗り越えられるか～	是枝 俊悟 小林 章子 金本 悠希	税制	9
	会社法制（企業統治等関係）要綱案①概略	横山 淳	会社法	10
5日	改正開示府令の施行（政策保有株式について） ～開示項目、開示対象銘柄ともに範囲が拡大～	藤野 大輝	金融制度	8
7日	高齢者の金融搾取に関する米国の規制動向	鳥毛 拓馬	金融制度	6
18日	法律・制度 Monthly Review 2019.1 ～法律・制度の新しい動き～	藤野 大輝	その他法律	13
21日	会社法制（企業統治等関係）要綱案② 株主総会関係の見直し ～株主総会資料の電子提供、株主提案権の制限など～	横山 淳	会社法	8
22日	「配偶者居住権」の評価方法が明らかに ～2019年度税制改正法案（相続税・贈与税①）～	小林 章子	税制	9
26日	会社法制（企業統治等関係）要綱案③ 取締役等関係の見直し ～取締役報酬、D&O保険、 社外取締役設置義務化など～	横山 淳	会社法	11
	改正開示府令の施行（役員報酬の開示拡充へ） ～報酬額等の決定方針、業績連動報酬などについて 開示が拡充される～	藤野 大輝	金融制度	9
27日	会社法制（企業統治等関係）要綱案④ 社債管理、株式交付など	横山 淳	会社法	9

## ◇2月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇公正取引委員会、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」の改正案を公表（3月4日まで意見募集）。軽減税率制度の導入に伴う考え方の明確化等を追加。</li> <li>◇欧州証券市場監督局（ESMA）、欧州証券規制当局、英国金融行為規制機構（FCA）と英国がEUから合意なき離脱をした場合における覚書について合意。</li> </ul>
4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇日本監査役協会、「選任等・報酬等に対する意見陳述権に関連して監査等委員会に期待される検討の在り方について－サクセッション・プランへの関与を中心とした分析－」を公表。</li> <li>◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）、2020年から2023年までの今後の戦略及び2020年から2021年までの作業計画に関するコンサルテーション・ペーパーを公表。</li> </ul>
5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇所得税法等の一部改正法案が国会に提出される（平成31年度税制改正関連）。</li> </ul>
8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地方税法等の一部改正法案が国会に提出される（平成31年度税制改正関連）。</li> <li>◇「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」が公示される（3月9日まで意見募集）。平成31年度税制改正に対応するもの。</li> <li>◇IAASB、監査における3つの品質管理基準（ISQM1、ISQM2、ISA220）の改訂に係る公開草案を公表（コメント期限は7月1日）。</li> </ul>
12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出される。預金保険機構が金融機能早期健全化業務の終了の日前に、金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を国庫に納付することができる等の改正を行う。</li> <li>◇金融安定理事会（FSB）、「2019年の作業計画」を公表。</li> <li>◇「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」が国会に提出される。2019年10月から幼児教育の無償化を行う案。</li> <li>◇大学等における修学の支援に関する法律案が国会に提出される。2020年4月から高等教育の無償化を行う案。</li> </ul>
13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁、「NISA・ジュニアNISA口座の利用状況に関する調査結果（速報値）」を公表。平成30年12月末時点で、口座数は、一般NISAは1,142万9,743口座、つみたてNISAは103万7,169口座、ジュニアNISAは31万2,735口座。買付額は、一般NISAは15兆6,290億8,749万円、つみたてNISAは927億4,654万円、ジュニアNISAは1,162億3,197万円。</li> <li>◇OECD（経済協力開発機構）、市中協議文書「経済のデジタル化に関する課税上の課題への対処」を公表（3月6日まで意見募集）。デジタル課税への対応案と、BEPS（税源浸食と利益移転）の残された課題への対応案を提示。</li> </ul>
14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇法務省の法制審議会第183回会議が開催される。公益信託法改正要綱案、会社法改正要綱案、戸籍法改正要綱案（戸籍事務へのマイナンバー制度導入）、特別養子制度見直し要綱案（特別養子の年齢引き上げ）をそれぞれ採択。「民法及び不動産登記法の改正に関する諮問第107号」に関して、部会を新設し審議することとした。</li> <li>◇第2回連結納税制度に関する専門家会合が開催。連結納税制度の簡素化に関して、各法人それぞれを納税単位とする「個別申告方式」への見直し等について議論。</li> <li>◇FSB、報告書「FinTechと金融サービスの市場構造：市場の動向と金融安定への潜在的なインプリケーション」を公表。</li> </ul>
15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」が国会に提出される。個人版事業承継税制の創設、社外高度人材への税制適格ストックオプションの付与解禁等の案。</li> <li>◇総務省、「プラットフォームサービスに関する研究会中間報告書（案）」を公表（3月8日まで意見募集）。プラットフォームサービスや、トラストサービス、フェイクニュース等に関する論点を整理。</li> <li>◇健康保険法等の改正法案が国会に提出される。マイナンバーカードを保険証として使えるようにすること、健康保険の被扶養者要件に原則として国内居住者であることを</li> </ul>

15日	定める等の改正案。
18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表（3月19日まで意見募集）。企業会計基準委員会が策定・公表した企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に合わせた改正などを行う。</li> <li>◇金融庁、金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針等の一部改正とパブリックコメントの結果を公表。国内基準行について金利リスクのモニタリング手法を2019年3月31日から見直す。</li> <li>◇ESMA、英国がEUから合意なき離脱をした場合も、英国の3つの清算機関（LCH Limited、ICE Clear Europe Limited、LME Clear Limited）がEU域内でサービスを提供することを認める旨を公表。</li> </ul>
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇日本証券業協会、「証券業界の環境問題に関する取組み及び行動計画」を改定。社内教育、情報発信といった取組みに加え、数値目標を設定。</li> <li>◇日本銀行、論文「情報技術革新・データ革命と中央銀行デジタル通貨」を公表。</li> <li>◇日本経済団体連合会、「AI活用戦略」、「Society 5.0 実現に向けたベンチャー・エコシステムの進化」を公表。</li> <li>◇民事執行法等の一部改正法案が国会に提出される。執行に係る債務者の財産開示について、第三者からの情報取得手続を新設する等の内容。</li> </ul>
20日	◇全国健康保険協会（協会けんぽ）、平成31年度の各都道府県の保険料率を公表。全国平均値は10%で据え置き。
21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「民法第四百四条第三項に規定する期及び同条第五項の規定による基準割合の告示に関する省令案」が公示される（3月22日まで意見募集）。いわゆる債権法改正において、法定利率が当初3%の変動制とされることに対応するもの。</li> <li>◇東京証券取引所、「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況の集計結果（2018年12月末日時点）」を公表。コンプライ率は補充原則4-10①（諮問委員会の設置）が52.1%、補充原則4-2①（経営陣の報酬制度設計、額の決定）が69.9%、原則4-11（取締役会の多様性、適切な監査役の選任）が69.9%。市場第一部では、全原則コンプライの会社は18.1%、9割以上をコンプライしている会社は85.3%。</li> </ul>
22日	◇社会保障審議会、企業年金部会を企業年金・個人年金部会に改組し、第1回会合を開催（部会長・神野直彦日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授）。企業年金・個人年金制度に関する検討課題につき、審議を開始。
25日	◇総務省、「ネットワーク中立性に関する研究会中間報告書（案）」を公表（3月18日まで意見募集）。諸外国の政策動向を踏まえ、ルールが必要な事項等を整理。
26日	◇日本公認会計士協会（JICPA）、「監査基準委員会報告書610『内部監査の利用』、監査基準委員会報告書315『企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価』及び関連する監査基準委員会報告書の改正について」（公開草案）を公表（3月26日まで意見募集）。
27日	◇JICPA、「監査基準の改訂に関する意見書」に対応する監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」等を公表。KAM（監査上の主要な検討事項）を導入した監査基準の見直しに対応し、JICPAが監査基準委員会報告書等の見直しを実施。
28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇バーゼル銀行監督委員会、27日から28日にかけてバーゼルで開催された、政策上および監督上の問題について会議の議事要旨を公表。</li> <li>◇JICPA、業種別委員会実務指針第62号「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表。</li> <li>◇IAASB、新たな外部報告（EER）の保証ガイダンスドラフトのコンサルテーション・ペーパーを公表（コメント期限は6月21日）。</li> </ul>

## ◇3月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2019年	3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行（国内基準行）。</li> <li>◇G-SIBs（3メガバンク）へのTLAC規制導入（リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%）。</li> <li>◇TLAC保有規制導入（国際統一基準行及び国内基準行）</li> <li>◇安定調達比率を導入（国際統一基準行）。</li> <li>◇ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課の枠組みの見直しが施行（国際統一基準行及び国内基準行）。</li> <li>◇レバレッジ比率3%の最低比率基準（第1の柱）の導入（国際統一基準行）</li> <li>◇証券化エクスポージャーの見直しが施行（国際統一基準行及び国内基準行）</li> <li>◇（2019年3月31日以後終了事業年度より）有価証券報告書等における政策保有株式、役員報酬などに関する開示が拡充。</li> </ul>
	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。</li> <li>◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。</li> <li>◇特定美術品の相続税の納税猶予制度の適用が開始。</li> <li>◇改正商法・国際海上物品運送法施行。</li> <li>◇<u>確定申告添付書類の簡素化（予定）。</u></li> <li>◇<u>個人事業者の事業承継税制の創設（2019年1月1日から遡及適用）（予定）。</u></li> <li>◇（2019年4月1日以後終了事業年度より）<u>仮想通貨の法人税時価課税実施（予定）。</u></li> <li>◇<u>森林環境譲与税の創設（予定）。</u></li> </ul>
	6月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇所有者不明の土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行。</li> <li>◇<u>ふるさと納税の見直し（予定）。</u></li> </ul>
	6月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇改正消費者契約法が施行。</li> </ul>
	7月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇企業型確定拠出年金（企業型DC）の運営管理機関について、運用商品（デフォルト運用商品を含む）の一覧のインターネット公表が義務付け。</li> <li>◇いわゆる営業職員による確定拠出年金加入者への情報提供等が可能となる（兼務規制の緩和）。</li> <li>◇不正競争防止法等の一部改正法が施行。データの不正取得等を不正競争行為に位置付け、民事上の措置を設ける。</li> <li>◇民法（相続法）の改正法が原則施行。</li> </ul>
	7月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇株式等の決済期間が、現行のT+3（約定日の3営業日後に決済）からT+2（約定日の2営業日後に決済）に短縮（約定分）。</li> </ul>
	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。</li> <li>◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。</li> <li>◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入、<u>自動車税の税率引き下げ（予定）等</u>）。</li> <li>◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）<u>地方法人課税の見直し実施（予定）。</u></li> <li>◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。</li> <li>◇幼児教育無償化の実施（予定）。</li> <li>◇<u>住宅ローン減税の拡充（控除期間を現行の10年から13年に）（予定）。</u></li> </ul>
2020年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し。</li> <li>◇投資信託等の外国税額控除の見直し。</li> <li>◇IASの「重要性がある」の定義の修正が発効。</li> </ul>
	3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇（2020年3月31日以後終了事業年度より）有価証券報告書等における記述情報、監査役監査の状況、会計監査の状況などに関する開示が拡充。</li> </ul>

2020年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。</li> <li>◇(2020年4月1日以後開始事業年度より) 大法人の電子申告が義務化。</li> <li>◇改正民法(債権法)が施行。</li> <li>◇民法(相続法)の改正のうち、配偶者の居住権の創設について施行。</li> <li>◇本人確認方法の厳格化に関する改正犯収法施行規則施行。</li> <li>◇(2020年4月1日以後開始事業年度より) <u>過大支払利子税制の見直し(予定)</u>。</li> </ul>
	7月10日	◇民法(相続法)の改正のうち、自筆証書遺言の保管制度の創設が施行。
	12月31日	◇EUベンチマーク規則移行期限。
2021年	1月1日	◇IFRS17号「保険契約」発効。
	3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。</li> <li>◇野村HDへのTLAC規制導入(リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%)。</li> </ul>
	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。</li> <li>◇(2021年4月1日以後開始連結会計年度及び事業年度の期首より) 収益認識に関する会計基準が適用。</li> </ul>
	12月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。</li> <li>◇住宅ローン減税の適用期限。</li> <li>◇<u>マイナンバーの告知猶予期限(予定)</u>。</li> </ul>
2022年	3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇バーゼルⅢ、完全施行(資本フロア規制は2027年までに段階的施行)。</li> <li>◇G-SIBs(3メガバンク)へのTLAC規制の比率引き上げ(リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%)。</li> </ul>
	4月1日	◇成人年齢(成年年齢)が20歳から18歳に引き下げ。
2023年	1月1日	◇ <u>一般NISA・つみたてNISAの口座開設可能年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げ、ジュニアNISAは20歳未満から18歳未満に引き下げ(予定)</u> 。
	10月1日	◇適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入開始。
2024年	3月31日	◇野村HDへのTLAC規制の比率引き上げ(リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%)。
	6月1日	◇ <u>森林環境税の創設(予定)</u> 。
2027年	3月31日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用(72.5%)。

※原則として、2月28日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース(一部見込みを含む)で記載。平成31年度税制改正大綱によるものは下線太字で記載。

## ◇今月のトピック

## 会社法制（企業統治等関係）要綱案 ①概略

2019年2月4日

横山 淳

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190204\\_020615.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190204_020615.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 「株主総会に関する規律の見直し」のポイント

(1) 株主総会資料の 電子提供制度	① 電子提供制度 の導入	<p>a. 定款の定めにより、株主の個別の承諾がなくても、会社が株主総会資料を電子提供できる仕組み（電子提供措置）を導入する。</p> <p>b. 電子提供措置を採用した会社は、株主総会の日時及び場所、株主総会の目的である事項などを記載した招集通知のみを発送する。</p> <p>c. 株主総会参考書類、計算書類、事業報告、連結計算書類などの内容は、株主総会の日<b>の3週間前</b>の日又は上記b.の招集通知発送日のいずれか早い日（電子提供措置開始日）までにウェブサイトに掲載（株主に交付する議決権行使書面に記載すべき事項は不要）。</p> <p>d. 株式について有価証券報告書の提出義務がある会社が、電子提供措置開始日までに必要事項を記載した有価証券報告書の提出手続をEDINETにより実施した場合は、上記c.のウェブサイト掲載は不要（定時株主総会に限る）。</p> <p>e. 電子提供される事項について書面の交付を希望する株主は、株主総会基準日までに書面交付請求を行う。実際の書面の交付（発送）は、b.の招集通知の発送（株主総会の日<b>の2週間前</b>まで）に際して行う。</p> <p>f. 書面交付請求の有効期間は、原則、請求日から1年間とする。1年経過後、会社は書面交付終了の通知・催告を行うことができ、株主が催告期間（1ヶ月以上）の間に異議を述べなければ、書面交付請求は効力を失う。</p>
-----------------------	-----------------	---

(1) 株主総会資料の 電子提供制度	②上場会社に対 する強制適用	<p>a. 振替機関（ほふり）が取り扱う株式の発行会社（上場会社等）は、①a. を定款に定めなければならない。</p> <p>b. 改正法の施行日における上場会社等は、施行日を効力発生日とする定款変更決議をしたものとみなす。</p>
(2) 株主提案権の制限	①数の制限	◇株主提案できる議案の数を 10 に制限する。
	②内容の制限	<p>◇次のいずれかに該当する場合には株主提案権の行使を認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行う場合</li> <li>・株主提案により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合</li> </ul>

(出所)「要綱案」に基づいて大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 「取締役等に関する規律の見直し」のポイント

(1) 取締役等への適切なインセンティブの付与	①取締役の報酬等	i 報酬等の決定方針	<p>a. 次の株式会社の取締役会は、定款又は株主総会決議の定めに基づく「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項（注1）」（報酬等の決定方針）を決定しなければならない（注2）（注3）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査役会設置会社（公開会社、かつ、大会社であるものに限る）であって、株式について有価証券報告書の提出義務があるもの</li> <li>・ 監査等委員会設置会社</li> </ul> <p>b. 取締役報酬議案の提出に当たって、その報酬等を相当とする理由の株主総会における説明義務は、（金額未確定の報酬や非金銭報酬だけではなく）確定金額の報酬も対象とする。</p>
		ii 株式報酬等	<p>a. 株式報酬や新株予約権報酬などを付与する場合の株主総会決議事項を明確化する。</p> <p>b. 上場会社においては、上記 a. に基づく株式報酬に伴う金銭の払込み、新株予約権報酬の権利行使に際しての出資を不要とする（取締役（注4）（取締役であった者を含む）以外の者による株式引受け、新株予約権行使は不可）。</p>
		iii 情報開示	◇公開会社による会社役員の報酬等の事業報告開示を拡充する。
	②役員等のために締結される保険契約（役員等賠償責任保険契約）	<p>a. 役員等賠償責任保険契約の内容は、取締役会決議（注5）によらなければならない。</p> <p>b. 役員等賠償責任保険契約であって、取締役・執行役を被保険者とするものなどの締結については、利益相反取引規制等を適用しない。</p> <p>c. 会社法上の公開会社は、役員等賠償責任保険契約に関する事項を事業報告において開示する。</p>	

(1) 取締役等への適切なインセンティブの付与	③補償契約（会社補償）	<p>a. 補償契約の内容の決定は、取締役会決議（注6）によらなければならない。</p> <p>b. 会社とその取締役・執行役との間の補償契約には、利益相反取引規制を適用しない。</p> <p>c. 補償相当金額の会社による事後的な返還請求、補償の実行についての取締役会報告など。</p> <p>d. 会社法上の公開会社は、補償契約に関する事項を事業報告において開示する。</p>
(2) 社外取締役の活用等	①業務執行の社外取締役への委託	<p>a. 利益相反など（社内）取締役が会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、その都度、取締役会決議によって、業務の執行を社外取締役に委託することができる。</p> <p>b. 上記 a. により委託を受けた行為を行ったとしても、その社外取締役は、会社法上、社外取締役の要件に反することにはならない。</p> <p>c. 業務執行取締役の指揮命令の下に業務を執行したときは、上記 b. の限りではない。</p>
	②社外取締役を置くことの義務付け	◇監査役会設置会社（会社法上の公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって、その発行する株式について有価証券報告書の提出義務を負うものは、社外取締役を置かなければならない。

（注1）例えば、取締役の個人別の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率の決定方針、業績連動報酬等の有無・その内容の決定方針、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法（代表取締役に決定を再一任するかどうか等を含む。）に関する方針等が想定されている。

（注2）取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りではない。

（注3）指名委員会等設置会社については、現行法上も報酬委員会が執行役及び取締役（会計参与設置会社の場合は、会計参与も）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めなければならない（会社法409条1項）。

（注4）指名委員会等設置会社の場合、執行役又は取締役。

（注5）取締役会設置会社以外の会社は、株主総会決議。

（注6）取締役会設置会社以外の会社は、株主総会決議。

（出所）要綱案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 「その他」のポイント

(1) 社債の管理	①社債管理補助者	<p>a. 社債管理者不設置債を対象に、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を委託することができる（採用は発行会社の任意で、強制ではない）。</p> <p>b. 社債管理補助者は、社債権者に対して、公平・誠実義務、善管注意義務を負う。</p> <p>c. 社債管理補助者は、次の権限を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社債権者のために破産手続等に参加（債権の届出）等をする権限</li> <li>・委託契約に定める範囲内において、社債に係る債権の弁済の受領などの権限（注1）</li> <li>・社債権者の請求等により社債権者集会を招集する権限</li> </ul> <p>d. 社債管理補助者は、委託契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告（又はこれを知ることができるようにする措置）をしなければならない。</p> <p>e. 社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。</p> <p>f. 社債管理補助者は、会社法又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>g. 社債管理補助者の担い手は、現行の社債管理者と同様の者（銀行、信託会社など）に加え、法務省令で定める者（弁護士及び弁護士法人を想定）とされている（注2）。</p> <p>h. 社債管理補助者は、次の場合に辞任できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 社債発行会社及び社債権者集会の同意による辞任。この場合、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなければならない。</li> <li>(ロ) 委託契約に定めた事由による辞任。ただし、委託契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがあることが要件。</li> <li>(ハ) やむを得ない事由に基づく、裁判所の許可を得た辞任。</li> </ul> <p>i. 裁判所は、義務違反、事務処理に不適任その他正当な理由があるときは、社債発行会社又は社債権利者集会の申</p>
-----------	----------	---

(1) 社債の管理	①社債管理補助者	<p>立てにより、社債管理補助者を解任できる。</p> <p>j. 社債管理補助者が次のいずれかに該当することとなった場合、社債発行会社は、事務を承継する社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託しなければならない（注3）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記 g. の資格に該当しなくなったとき。</li> <li>・ 上記 h. (ハ)により辞任したとき。</li> <li>・ 上記 i. により解任されたとき。</li> <li>・ 死亡し、又は解散したとき。</li> </ul>
	②社債権者集会	<p>a. 社債権者集会決議による社債の元利金の減免を可能とする。</p> <p>b. 社債権者全員が同意した場合の社債権者集会の決議の省略を可能とする。</p>
(2) 株式交付		<p>a. 他の株式会社（注4）を子会社とするために、その株式を譲り受け、その譲渡人に対してその株式の対価として自社の株式を交付するための手続（株式交付）を整備する。</p> <p>b. 譲り受ける株式交付子会社（注5）の株式の数の下限、交付する株式交付親会社（注6）の株式の数又はその算定方法、効力発生日などを定めた株式交付計画を作成する。</p> <p>c. 株式交付親会社は、b. の株式交付計画について株主総会の特別決議による承認が必要（注7）。</p> <p>d. 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者（株式交付子会社の株主）に対して、株式交付計画の内容などを通知しなければならない（注8）。</p> <p>e. 株式交付親会社の株主、債権者保護のため、b. の株式交付計画の内容の開示手続、反対株主の買取請求権、債権者異議手続などが設けられる。</p> <p>f. 効力発生日（注9）に、申込みをした株式交付子会社株主は、割り当てられた株式交付親会社株式の株主となり、株式交付親会社は、株式交付子会社株式の給付を受け、これを取得する。</p>

(3) その他	①責任追及等の訴えに係る訴訟における和解	◇取締役や執行役などの責任追及等の訴えに係る訴訟（いわゆる株主代表訴訟など）で和解をする場合に、監査役や監査委員などの同意を求める。
	②議決権行使書面の閲覧等の拒否事由	◇議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使に対して、企業が拒絶できる事由を明文化する。
	③株式の併合等に関する事前開示事項	◇全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用した、いわゆるキャッシュ・アウトに際して行われる端数処理手続に関する情報開示（事前開示手続）の充実など。
	④新株予約権に関する登記	◇新株予約権の募集事項の決定に当たって、その払込金額の算定方法を定めた場合において、登記申請時まで払込金額が確定していないときは、（払込金額ではなく）その算定方法を登記しなければならない。
	⑤支店の所在地における登記	◇支店の所在地における登記を廃止する。
	⑥取締役等の欠格条項	a. 取締役等の欠格条項から、成年被後見人、被保佐人を削除する。 b. 上記 a. に伴う規律の整備を行う。

（注1）委託契約に基づく権限には、社債の全部についてその支払の請求などのように、権限の行使について社債権者集会の決議が必要となるものもある。

（注2）証券会社は、担い手として想定されていない。

（注3）この場合、社債発行会社は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかったときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。

（注4）中間試案では、株式会社と同種の外国会社を含むとされていたが、要綱案では削除されている。

（注5）株式交付に際して（株式交付親会社が）譲り受ける株式の発行会社。つまり、株式交付手続で子会社となる会社。

（注6）株式交付手続をする会社。

（注7）株式交付親会社が会社法上の公開会社である場合、簡易株式交換手続に準じた簡易手続（一定の要件の下で、株主総会決議による承認を原則不要とする手続）が設けられる。

（注8）通知すべき事項を記載した金融商品取引法上の目論見書で代用することなども可能（法務省令で対応）。

（注9）公開買付期間が延長されるケースを想定して、効力発生日を変更するための手続も整備される。

（出所）要綱案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

### 【1日】

#### 日本とEUの間で十分性認定が発効

##### ～本人の同意や標準データ保護条項なしで域外移転が可能に～

2019年1月23日、日本とEUの間で、相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが発効し、相互に「個人データの移転を行うことができるだけの十分なデータ保護の水準を持つ」と認めた（十分性認定）。

十分性認定により、EU域内から日本への個人データの移転の際に、拘束的企業準則や、標準データ保護条項が必要なくなると考えられる。ただし、EU一般データ保護規則（GDPR）の適用対象である日本法人について、十分性認定発効以後も変わらずGDPRが適用されることには注意が必要である。

十分性認定に基づき、EU域内から日本に移転された個人データは、日本の個人情報保護法だけでなく、「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」にも従って扱わなければならない。

十分性認定により、日本からEU域内への個人データの移転において、本人の同意は必要ないとされた。ただし、EU域内にある事業者が日本の個人情報保護法の適用対象であるならば、十分性認定発効以後も変わらず個人情報保護法が適用されることには留意すべきである。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190201\\_020609.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190201_020609.html)

### 【4日】

#### 2019年以後の制度改正予定（税・社会保障編）

##### ～消費税増税の「3つの壁」を乗り越えられるか～

2019年も様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうち税・社会保障に関連する主な動きをまとめ、特に重要なものについて、簡単な解説を加えた。

消費税率の8%から10%への引上げ実施は、2019年3月末ごろに政府として最終決定されそうだ。消費税増税に際しては2019年10月の「増税実施時の壁」のほか、2020年3月末から2021年末にかけての「税や予算措置の期限切れの壁」と2023年10月から2029年9月末にかけての「インボイス導入の壁」もあり、これら3つの壁を乗り越えて経済への影響を抑えられるかが注目される。

所得税は、2019年から2021年にかけて高所得者向けの増税が着々と施行されていく。相続税・贈与税については、2019年1月から（遡及して）個人事業者の事業承継税制が創設される予定である。法人税では、2019年4月からベンチャー企業と連携した研究開発を促す研究開発税制の見直しが行われる。国際課税では、2020年4月から過大支払利子税制や移転価格税制の見直しが行われる。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20190204\\_020614.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20190204_020614.html)

## 【4日】

### 会社法制（企業統治等関係）要綱案 ① 概略

2019年1月16日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会で「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」が取りまとめられた。

主な項目としては、①株主総会資料の電子提供、②株主提案権の濫用的な行使の制限、③取締役の報酬等の決定方針、④株式報酬等の手続、⑤D&O保険、会社補償、⑥業務執行の社外取締役への委任の要件・手続、⑦社外取締役設置義務化、⑧社債の管理、⑨株式交付（自社株式等を対価とするTOBなど）が盛り込まれている。

取締役の個人別報酬等の決定を代表取締役などに再一任する場合の規律付けは、要綱案からは削除されている。

早ければ、2019年の通常国会にも改正法案が提出されるものと思われる。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190204\\_020615.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190204_020615.html)

## 【5日】

### 改正開示府令の施行（政策保有株式について）

#### ～開示項目、開示対象銘柄ともに範囲が拡大～

2019年1月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（以下、改正開示府令）が施行された。

改正開示府令では、株式の保有状況（政策保有株式を含む）の開示に関して、開示義務の対象企業について変更はないが、保有株式全体に係る開示項目、個別銘柄情報の開示対象銘柄・開示項目、純投資目的の投資株式の開示項目について、それぞれ項目の追加、範囲の拡大がされている。

株式の保有状況（政策保有株式を含む）の開示に関する改正は、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20190205\\_020620.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20190205_020620.html)

## 【7日】

### 高齢者の金融搾取に関する米国の規制動向

近年、米国では高齢者の金融資産搾取の問題が深刻化している。連邦議会、州議会、自主規制機関などは、金融機関に対する規制を制定することにより、高齢者の金融資産の保護を目指している。

例えば、2018年2月に証券業界の自主規制機関であるFINRAは、金融資産の搾取から高齢者を保護するため、①ブローカー・ディーラーが、顧客の金融資産の搾取があったと合理的に確信した場合に、当該顧客口座からの資金などの払出しを一時的に留保することができるとする規則や、②ブローカー・ディーラーに対し、顧客口座について、信頼できる連絡先の名前やその他情報を入手するための合理的な努力を求める規則を設けた。

連邦レベルでは、2018年5月に成立した「経済成長、規制緩和および消費者保護法」に、65歳以上の高齢者の金融資産の搾取が疑われた場合、金融機関とその従業員は、当局にその旨を報告することを強く促す規定が盛り込まれた。

発見されにくい高齢者の金融資産の搾取の問題に関して、家族よりも早く気付くことがある金融機関にその対応を求める米国での取組みは、米国より高齢化が進んでいる日本の金融業界や金融機関にも参考になるものと思われる。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20190207\\_020624.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20190207_020624.html)

**【18日】****法律・制度 Monthly Review 2019.1  
～法律・制度の新しい動き～**

1月の法律・制度に関する主な出来事と、1月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

1月は、法務省が「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」を決定したこと（16日）、金融庁の金融制度スタディ・グループが「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」を公表したこと（16日）、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果が公表されたこと（31日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190218\\_020633.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190218_020633.html)

**【21日】****会社法制（企業統治等関係）要綱案② 株主総会関係の見直し  
～株主総会資料の電子提供、株主提案権の制限など～**

2019年1月16日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」を取りまとめた。2月14日には、法制審議会総会で承認されている。

株主総会関連では、主な項目として、①株主総会資料の電子提供、②株主提案権の濫用的な行使の制限などが盛り込まれている。

2019年秋の臨時国会への会社法改正法案の提出が予定されているようだ。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190221\\_020644.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190221_020644.html)

**【22日】****「配偶者居住権」の評価方法が明らかに  
～2019年度税制改正法案（相続税・贈与税①）～**

2018年12月14日、自由民主党・公明党は「平成31年度税制改正大綱」を公表した。この大綱に基づき、2019年2月5日に税制改正法案が国会に提出された。本レポートでは、相続税・贈与税に関する法案のうち、今年7月に原則施行されるいわゆる相続法改正に伴う見直しについて解説する。

配偶者が亡くなるまでの間自宅に住み続けられる「配偶者居住権」については、相続税の課税対象としたうえで、評価方法が定められた。他方、注目されていた配偶者からの相続（2次相続）の際の扱いについては、特に定められていない。

被相続人の介護等をした親族に認められる「特別寄与料」については、遺贈とみなして相続税が課税されることとされた。他方、特別寄与料を支払った相続人は、相当額を相続税の課税価格から控除できることとされた。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20190222\\_020648.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20190222_020648.html)

**【26日】****会社法制（企業統治等関係）要綱案③ 取締役等関係の見直し  
～取締役報酬、D&O保険、社外取締役設置義務化など～**

2019年1月16日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」を取りまとめた。2月14日には、法制審議会総会で承認されている。

取締役等に関する規律の見直しに関連する主な項目としては、①取締役の報酬等の決定方針、②株式報酬等の手続、③D&O保険・補償契約（会社補償）、④社外取締役設置義務化などが盛り込まれている。

2019年秋の臨時国会への会社法改正法案の提出が予定されているようだ。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190226\\_020655.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190226_020655.html)

**改正開示府令の施行（役員報酬の開示拡充へ）****～報酬額等の決定方針、業績連動報酬などについて開示が拡充される～**

2019年1月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（以下、改正開示府令）が公布・施行された。

改正開示府令では、報酬額等の決定方針、業績連動報酬、役員の報酬等に関する株主総会の決議、報酬委員会等の活動内容などに関する開示項目が拡充されている。なお、役員ごとの個別開示については、大きな変更はない。

役員の報酬等の開示に関する改正は、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される（経過措置はない）。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20190226\\_020657.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20190226_020657.html)

**【27日】****会社法制（企業統治等関係）要綱案④ 社債管理、株式交付など**

2019年1月16日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」を取りまとめた。2月14日には、法制審議会総会で承認されている。

株主総会関連、取締役等関連といったコーポレート・ガバナンスに関わる事項以外では、①社債の管理、②株式交付制度（自社株対価TOBなど）が盛り込まれている。

2019年秋に見込まれる臨時国会への会社法改正法案の提出が予定されているようだ。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190227\\_020661.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190227_020661.html)

## ◇2月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日経 CNBC (2月1日放送)	「我が事マクロ経済学」 マクロ経済スライドについて出演	是枝 俊悟
北海道新聞 (2月2日付朝刊8面)	実質可処分所得の推移についてコメント	是枝 俊悟
読売新聞 (2月15日付朝刊3面)	社外取締役についてコメント	横山 淳
日本経済新聞 (2月16日付朝刊19面)	毎月勤労統計修正による給付への影響 についてコメント	是枝 俊悟
日本経済新聞 (2月23日付朝刊21面)	今後の家計に係る制度改正についてコメント	是枝 俊悟
ビジネスインサイダー (2月28日掲載)	「家事・育児の“時給”いくらか知ってる？ 『年収低い方が家事』問題への一つの解決策」	是枝 俊悟

## ◇2月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
2月6日 掲載	コラム：米国で危険にさらされる高齢者の金融資産と望まれる方策 <a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20190206_010192.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20190206_010192.html</a>	鳥毛 拓馬
2月7日 掲載	コラム：平成は証券市場改革が大きく進んだ時代 <a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20190207_010193.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20190207_010193.html</a>	吉井 一洋
2月7日 収録	大和スペシャリストレポート：今さら聞けない改正個人情報保護法 Q&A (3) <a href="http://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/21182-001/">http://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/21182-001/</a>	藤野 大輝